

富山県の裁判所の歴史② 富山始審裁判所時代

1 治罪法の制定と始審裁判所の設置

(1) 明治 13 年 7 月 17 日、治罪法（同日太政官布告第 37 号）が制定され、明治 15 年 1 月 1 日から施行されることになったが、同法では、第 1 審の刑事裁判所を違警罪裁判所、軽罪裁判所、重罪裁判所とし、違警罪裁判所を治安裁判所、軽罪裁判所を始審裁判所、重罪裁判所を控訴裁判所又は始審裁判所に開くと規定した。これによって、明治 14 年 10 月 6 日、裁判所の位置及び管轄区域が定められ（同日太政官布告第 53 号）、同年 12 月 28 日、地方裁判所は始審裁判所と、区裁判所は治安裁判所と改称されることになり（太政官布達第 2 号）、明治 15 年 1 月 1 日から施行された。ここに富山始審裁判所が置かれ、石川県上下新川郡、婦負郡、射水郡、砺波郡の内庄川以東を管轄した。その管内に、富山治安裁判所と魚津治安裁判所が置かれた。高岡には、高岡治安裁判所が置かれ、射水郡、砺波郡の内庄川以西を管轄したが、当初は、金澤始審裁判所の管内となった。しかし、高岡治安裁判所は、同年 3 月 23 日、その管轄区域中砺波郡を除いた上で、富山始審裁判所の管内に移された。

ところが、明治 16 年 1 月 10 日の裁判所の位置及び管轄区域の改定によって、富山始審裁判所は廃止され、金澤始審裁判所の富山支庁となってしまった。しかし、同年 5 月 9 日、石川県から富山県が分離されたため、金澤始審裁判所富山支庁が本庁と指定され（同年太政官布告第 20 号）、富山始審裁判所が復活した。また、金澤治安裁判所の管轄であった砺波郡が高岡治安裁判所の管轄に移された。

| 控訴裁判所 | 始審裁判所 | 治安裁判所 | 管轄区域（郡） |
|-------|-------|-------|---------|
| 大阪 | 富山 | 富山 | 上新川，婦負 |
| | | 魚津 | 下新川 |
| | | 高岡 | 射水，砺波 |

(2) 刑事事件は、既に述べたように、違警罪は違警罪裁判所、軽罪は軽罪裁判所、重罪は重罪裁判所が裁判権を有した。ただ、重罪の予審は始審裁判所の権限であり、第 1 審の審理を行う重罪裁判所は、3 か月ごとに控訴裁判所又は始審裁判所

において開かれた。

民事事件は、治安裁判所は100円未満の訴訟について、始審裁判所は100円以上の訴訟について裁判権を有した。

2 裁判官

(1) 富山始審裁判所の初代の所長は、判事草鹿瑛が、金澤裁判所富山支庁長から引き続いて就任し、金澤始審裁判所富山支庁の時期も含めて、明治20年1月まで、その長を務めた。なお、判事は、始審裁判所判事と治安裁判所判事と区別されるが、煩わしいので区別しないこととする。

その次は、判事吉田豊介であり、同月、所長になったが、翌月には、判事小林藹と交代する。吉田豊介は、福井県の出身。明治13年には、京都裁判所、おそらくは管内の大津区裁あたりであろうと思われるが、その判事補として採用され、明治15年には、大津治安裁判所の所長を命じられた。明治16年には、大津始審裁判所彦根支庁の判事補に転じ、明治19年6月、始審裁判所判事に任命された。そして、同年7月、富山始審裁判所詰となり、明治20年1月、富山始審裁判所長を命じられたのである。翌月、所長をやめた理由は分からない。明治21年4月、金澤始審裁判所七尾支庁詰として転出した。富山では刑事事件を担当している。その後、明治23年10月、輪島区裁判事、明治26年12月、大聖寺区裁判事と異動し、最後は青森地裁判事となって、明治29年5月、退職した。

(2) 吉田の次は、判事小林藹が、同年2月25日から、裁判所構成法施行後の明治27年5月まで務めた。小林藹は、新潟県の出身。明治4年には、権中解部となり、権大解部、大解部と進み、明治8年5月4日、裁判官制の改革によって、一級判事補となった。そして、同年7月には、七等判事に任命される。任地は、明治8年ころははっきりしないが、明治10年には、宮城上等裁判所に在勤した。明治12年には、福島裁判所在勤となり、明治14年11月、岡山裁判所長となる。明治16年6月、司法少書記官に移るが、明治17年7月には、東京控訴裁判所詰となり、次いで、同年12月、大審院刑事局詰となった。明治19年7月、一旦非職となって、現場を退いたが、明治20年2月、富山始審裁判所長に補されたのである。その後は、明治27年5月、岡山地裁所長に転出し、明治31年11月、大審院判事となって翌月休職となった。大正5年12月3日、死去。

(3) 所長以外の裁判官も見る。

① 富山始審裁判所

明治 15 年における裁判官は、すべて判事補であり、加藤潔香、村山忠篤、室虎太郎、荘廸の4人である。明治16年には、判事補室虎太郎が岡山始審裁判所に転出し、判事長谷川保敏、判事補岸六郎、同野村邃、同百濟均平、同千坂彦四郎が増員になったので 8 人態勢となった。同年、菅生初雄が司法省法学校を卒業して赴任したが、まもなく辞めている。菅生は、その後、代言人となった。

明治 17 年は変化なく、明治 18 年には、判事長谷川保敏が判事小野述信に代わり、判事補野村邃が富山治安裁判所に移った。また、同島崎寛が魚津治安裁判所から転入した。

明治 19 年には、判事補村山忠篤が甲府始審裁判所へ転出し、同千坂彦四郎が退職し、同前川懋が福島始審裁判所白河支庁から転入した。

明治 20 年は、前年の裁判官制の制定によって、一審の裁判官は判事及び判事試補とされたことから、判事補を対象として、しばしば判事登用試験が実施され、その合格者を判事に登用した。富山始審裁判所においても、何度か登用試験が行われた。加藤潔香は、同年 6 月に判事となり、高岡治安裁判所長として転出した。明治 20 年 10 月にも試験が実施され、管内から、判事補 5 人、検事補 3 人、書記 3 人が受験したが、その内、判事補から百濟均平、前川懋、荘廸、岸六郎、検事補から枸杞状太郎、秋月隆臣が合格した。そして、前川懋と荘廸は高岡治安裁判所詰を、岸六郎は富山治安裁判所詰を、それぞれ命じられた。

他方、同年7月に判事矢部成凭が園部から、同年 8 月に判事宇野美苗が高知から、同年10月に司法省法学校出身の判事試補津田銀太郎が、同年12月には、判事吉武静夫が津山から、同月、判事吉村良が新潟からそれぞれ着任している。

判事にならなかった者は、治安裁判所に置かれた勸解吏などになった。島崎寛は、明治22年に公証人に転じた。

明治 22 年 6 月には、判事廣瀬季篤が和歌山から転入した。

② 富山治安裁判所

所長は、明治15年以降、榊原守脩であった。榊原守脩は、判事にならず、明治20年12月、福井治安裁判所勸解吏となって転出した。その後を引き継いだのは、岸

六郎であった。

所長以外として、判事補野村（明治17年富山始審から）、同中原作太郎（明治18年に出仕から昇格し、同年魚津に転出）、同岩見一男（明治18年、魚津から転入）。判事補相原忠篤は、明治20年6月に高岡から転入したが、不祥事があって、同年9月、退職した。明治22年には、判事藤田忠国が着任したが、同判事は、肺疾に罹患し、明治23年8月20日の上席検事平野長憲の送別会に出席後、病状悪化して同月22日死去した。

③ 魚津治安裁判所

所長、第5代 判事補島崎寛（明治15年4月～明治18年5月）

第6代 判事補宮井克諧（同月～明治20年6月）

第7代 判事宮本氏壽（同月～明治22年3月）

第8代 判事百済均平（同月～明治34年8月）

所長以外は、判事補野村邃（明治14年～明治16年）、判事補岩見一男（明治16年7月～明治18年5月）、判事補中原作太郎（同月～明治20年6月）、判事百済均平（明治20年12月～。ただし、明治22年3月から所長。）、判事物集高材（明治22年3月～明治23年9月）。

④ 高岡治安裁判所

所長、第1代 判事補神谷宗禮（明治14年12月～明治15年11月）

第2代 判事補岩本憲正（同月～明治16年7月）

第3代 判事補二木義實（同月～明治17年5月）

第4代 判事補相原忠篤（同月～明治20年5月）

第5代 判事加藤潔香（同年6月～明治23年10月）

所長以外は、判事補岩見一男（明治14年10月～明治16年7月ころ）、判事補小島勇（明治14年12月～明治19年）、判事補相原官蔵（忠篤。明治15年7月～明治16年6月）、判事補吉井清来（明治18年1月～明治19年）、判事補加藤潔香（明治20年5月～。同年6月、治安裁判所判事となり、所長となった。）、判事補宮井克諧（明治20年9月～同年12月）

3 検察官

検察官は、岡島力が金澤裁判所富山支庁時代から引き続き勤務し、明治16年1

月 18 日まで務めた。そして、同日、平野長憲に替わる。ほかに検事補として、土屋次郎八、伊藤甫彦、明治 18 年から枸杞状太郎、明治19年から秋月隆臣、鈴木貞好がある。明治21年には、検事補が廃止となったことから、検事森田勉、同鮎澤政彦が着任し、平野長憲は上席検事となった。平野長憲の次の上席検事は、大井治義で明治 23 年 8 月から明治 25 年 12 月までつとめた。

平野長憲は、明治 13 年ころ、検事補に任じられ、東京高等裁判所、仙台裁判所、大阪始審裁判所に勤務して、明治 15 年 12 月、検事になり、明治 16 年 1 月、富山始審裁判所検事として赴任した者で、明治 23 年 8 月、大阪控訴院に移り、同年 10 月、判事に転官して、東京控訴院判事となり、明治 26 年 11 月、退職した。

4 代言人

(1) 始審裁判所の時代に、富山には多くの代言人が活躍している。明治 15 年以前から富山で代言人として活動していた者も含めて、順次紹介しよう。

① 江守精一

生没年不詳。出身地、富山県。明治 10 年、石川県において代言免許。明治 20 年 4 月、明治 22 年、富山組合代言人会長。明治 26 年 5 月 1 日、富山地裁検事局に弁護士登録した。明治 20 年ころ、杉坂昆明の法律講究会の講師をするなど、法律知識の普及に貢献し、また政治活動も行い、同年 10 月の改進黨自由両党大懇親会に出席している。富山市会議員選挙、富山市参事会員となった。代言人のころの事務所は、総曲輪 130 番地。

② 小林一生

生年月、安政 4 年 6 月。没年不詳。京都府出身。宮津藩侍医小林柳庵の子。京都府与謝郡宮津町柳縄手に生まれる。幼名、節太郎。11 歳のとき、京都に上がり、中沼了三等に漢籍を学ぶ。その後、大阪開成学校に入り、英学を修め、大阪法律研究所に移って法律を学んだ。そして、明治 9 年 7 月 1 日、大阪府において代言免許を受けた。以後、代言を業とし、明治 13 年、上田に移り、上田代言人組合会長となった。明治 14 年、富山に転居し、富山組合代言人会長となった。明治 16 年 3 月には、稲垣示等と北陸七州有志大懇親会を高岡に開いた。その後、父の訃報に接し、帰郷しようとした折、高岡暴徒事件が発生し、検挙された。釈放後しばらく、郷里宮津において業務したが、明治 18 年、一家をあげて富山に転居した。明

治 19 年 4 月に、富山代言人組合副会長となり、明治 20 年も再選される。明治 20 年ころから、鉱山業を始める。明治 23 年には、条約改正問題に奔走し、愛国公党に入った。また、同年の第 1 回衆議院議員選挙に立候補したが、落選した。やがて東京に移り、東京代言人組合に入るが、さらに京都に移った。明治 26 年 5 月 13 日、京都地裁検事局に弁護士登録。同年 9 月、那覇地裁検事局に弁護士登録換え。明治 27 年 3 月、那覇地裁判事に任官。明治 28 年 3 月、依願免官。明治 29 年 4 月、台中県支庁書記官となり、同年 5 月、台湾総督府法院判官を兼務し、苗栗地方法院長となった。しかし、同年 12 月、非職となり、明治 30 年 11 月、依願退職した。その後、明治 32 年、東京府会議員に当選し、明治 36 年 9 月にも再選された。その後のことは知れない。

③ 服部猛彦

生年、安政 4 年ころ。没年不詳。大阪堺の出身。明治 11 年、大阪上等裁判所及び大阪裁判所における代言免許を受けた。その後、明治 17 年ころまでに富山に移った。同年 2 月、菅生初雄らと法律事務所「伸権舎」を設立する。明治 19 年 4 月、富山代言人組合会長となり、明治 23 年にも会長となった。明治 26 年 5 月 1 日、富山地裁検事局に弁護士登録。政治活動も熱心であり、明治 17 年ころには既に自由党の活動家であり、後藤象二郎の大同団結に応じ、明治 21 年 7 月、中越大同倶楽部に参加し、その幹事となった。また、北陸公論の発行にも力を尽くした。事務所は、明治 19 年ころ、富山総曲輪 157 番地にあり、同年 5 月、富山鹿島町 43 番地に移転した。

④ 菅生初雄（山本初雄）

生年、万延元年ころ。没年不詳。明治 16 年 7 月、司法省法学校速成科（2 期生）卒業。速成科 2 期生の卒業生はその殆どが判事補に採用された。菅生も富山始審裁判所の判事補に採用されたが、まもなく退職した。そして、明治 17 年 2 月、服部猛彦らと法律事務所「伸権舎」を設立する。明治 18 年 8 月、代言免許を受け、富山で開業した。そのころ、富山総曲輪の県庁前の角に審法館という詞訟鑑定事務所があり、その中に設けられた北越法学会の法律講義を担当している。菅生は、司法省法学校速成科の出身であり、3 年間の法学教育を受けた当時としては数少ない新知識の持ち主であったのである。明治 19 年 6 月ころ、判事登用試験に及第し、

同年 9 月，判事試補となり，廣島始審裁判所詰を命じられ，明治 20 年 10 月，始審裁判所判事となる。同裁判所時代も，廣島法律学校の講師をしている。明治 21 年 9 月，肥塚龍（毎日新聞社員），加藤政之助（郵便報知新聞社員）が廣島を訪れ，政談演説会が開催されたが，その際，併せて開催された懇親会に出席して演説し，同年 11 月 27 日，譴責処分を受け，かつ松江始審裁判所米子支庁詰に異動を命じられた。明治 23 年ころ，山本姓となり，以後，鳥取始審裁判所判事，大田原区裁監督判事，宇都宮地裁判事，大阪控訴院判事，東京控訴院判事を歴任した。しかし，明治 29 年ころ，不祥事で退職した。

⑤ 武部其文

生年月，文久 2 年 2 月。没年月日，昭和 4 年 4 月 12 日。出身地，富山県。富山県会初代議長武部尚志の二男。その弟で富山県会議員であった叔父武部堅の養子となった。明治 18 年 8 月，金澤において代言免許。砺波で業務。明治 19 年 6 月，事務所を富山総曲輪に移す。明治 20 年には，中越大同倶楽部の結成に参加するなど，自由党系の政治家としても活動した。明治 25 年 2 月 15 日の第 2 回衆議院議員選挙に，富山第 4 区において，北陸自由党から出馬して当選し，同年 4 月，独立倶楽部に参加して活動したが，明治 26 年 6 月 16 日，当選無効が確定して失職した。同年 5 月 1 日，富山地裁検事局に弁護士登録。初代富山弁護士会長。実弟金山季逸は，金山家に養子にいったもので，司法官となり，後，長崎控訴院検事長となった。

⑥ 杉阪昆明

生没年不詳。出身地，富山県。明治 18 年 1 月，富山において代言免許。明治 20 年 4 月，会主となって，江守精一，武部基文とともに富山に法律講究会を開き，週 3 回法律の講義をした。明治 21 年，富山代言人組合会長。明治 26 年 5 月 1 日，富山地裁検事局に弁護士登録。政事にも関心を持ち，明治 20 年には，星亮が富山を訪れた際の歓迎会に出席しており，また，明治 22 年 6 月 4 日の富山市参事会員選挙で当選し，明治 26 年 6 月 5 日の選挙でも再選された。

⑦ 柳田安太郎

生没年不詳。出身地，富山県。明治 18 年 8 月，富山において代言免許。富山市総曲輪中学校の隣に事務所を開く。明治 26 年 5 月 1 日，富山地裁検事局に弁護士

登録。

⑧ 須田義章

生没年不詳。出身地，富山県。明治12年，石川県において代言免許。明治19年には，富山総曲輪で活動。明治26年5月1日，富山地裁検事局に弁護士登録。

⑨ 林貞次

生年，文化3年ころ。没年月日，明治25年5月6日。出身地，大阪府西成郡西高津村。明治5年10月ころには，大阪府聴訟課の職員であったが，その後退職。明治9年6月1日，兵庫裁判所における代言免許を受けるが，その後，大阪に移転し，明治12年6月には，大阪上等裁判所における代言免許を受ける。明治13年の大阪代言人組合設立の際にはこれに加わった。その後，明治20年までに，高岡に移った。事務所は，高岡坂下町にあったが，明治23年3月，大仏の後隣に移った。

⑩ 石崎貞一

生没年不詳。出身地，富山県。明治18年1月，金澤において代言免許。明治21年4月，富山代言人組合副会長。明治26年5月1日，富山地裁検事局に弁護士登録。高岡を本拠とした。

⑪ 中村文造

生年，文化4年ころ。没年月日，明治23年9月7日。出身地，京都府与謝郡宮津鶴賀町。小林一生の伯父。明治10年3月，大阪上等裁判所及び大阪裁判所における代言免許。明治11年，大阪において，再免許。大阪において開業していたが，明治20年末ころ，富山県で業務するようになり，やがて所属組合も富山に移した。

⑫ 鶴見武三郎

生没年不詳。出身地，富山県。明治16年1月，金澤において代言免許。明治20年12月，帰郷し，富山県射水郡高岡旧旅屋門前に事務所を開いた。明治26年5月1日，富山地裁検事局に弁護士登録。しかし，明治33年5月，大聖寺区裁判事に任官した。

⑬ 佐藤義彦

生没年不詳。出身地，名古屋。幼時，藩校明倫堂，次いで愛知一中に学び，明治16年ころ，上京。明治19年7月1日，東京において代言免許。東京で開業したが，仕事がなく，名古屋に帰り，その後，富山に移った。明治23年1月ころには，

魚津町字岡町七番地に出張所を設け、月 2 回出張していた。明治 26 年 5 月 1 日、富山地裁検事局に弁護士登録した。その後、大阪に移り、明治 38 年、また名古屋に戻った。

⑭ 岩原孝興

生年、天保 7 年ころ。没年月日、明治 26 年 4 月 10 日。もと大聖寺藩士。旧名、立郎。明治 2 年 12 月 26 日、大聖寺藩権大属、司計掛に任じられたが、明治 3 年 3 月 5 日、免官となった。明治 10 年、石川県において代言免許。その後、明治 16 年ころには、富山県に移り、富山代言人組合に所属。

⑮ 磯野充直

生没年不詳。明治 13 年 12 月、石川県において代言免許。その後、明治 16 年ころには富山県に移り、明治 16 年度には富山代言人組合副会長となった。

⑯ 井上敬三郎

生年月、嘉永 6 年 3 月。没年月日、明治 37 年 5 月 19 日。族籍、愛知県平民。後、大阪府に、さらに、静岡県に転籍。尾張国春日井郡鍛冶ヶ一色に生まれる。祖父勇三は名古屋藩に仕えるも、父三右衛門は士籍を脱して帰商した。敬三郎は、幼年より郷師に就き学業を修め、15 歳で京都に赴く。明治元年 4 月、名古屋藩士田宮如雲の部下に属し、東征軍に加わる。同年 9 月、田宮如雲が美濃国太田駅の北地総管所長に任命されたため、これに随行。その後、病気のため除隊。明治 4 年から志すところあって各地を遍歴。明治 5 年 5 月、大阪に至り、翌年 5 月、大阪府邏卒に任ぜられる。明治 7 年 8 月辞職。同年 12 月、京都府士族鵜飼茂承と謀り、無免許で、代言業を始めた。明治 10 年に始まり、明治 11 年に大阪上等裁判所で判決を受けた麻田村と新免村の水争いの事件において新免村を代理している。明治 13 年 12 月、大阪において代言免許。大阪代言人組合に加入。明治 17 年 2 月、菅生初雄、服部猛彦らとともに富山に法律事務所「伸権舎」を設立した。しかし、富山代言人組合所属の代言人から代言人規則違反の告発を受け、富山軽罪裁判所で 6 ヶ月間の代言営業停止判決を受ける。同年富山代言人組合を脱し、再び大阪代言人組合に加入。その後、富山県新川郡浦山村と同郡笠破村外 2 ヶ村の間で起こった山地区域故障解除請求訴訟の上告審のため数ヶ月間東京に滞在。同年 10 月静岡代言人組合客員となる。明治 19 年 9 月大阪代言人組合を脱し、静岡代言人組

合に加入。明治 23 年 5 月，静岡市に共益社（活版所）を起こす。明治 26 年 5 月 1 日，静岡地裁検事局に弁護士登録。静岡市会議員となる。

⑰ 櫻井敬太郎

生没年不詳。明治 14 年 8 月，石川において代言免許。明治 16 年には，富山に移転。

⑱ 高田幹（植島幹）

植島幹のことと思量される。以下は，植島幹の経歴である。生年，安政 3 年。没年不詳。族籍，京都府平民。明治 12 年，滋賀県において代言免許。明治 13 年ころから自由党系の諸氏と交遊し，国会開設請願に奔走した。明治 14 年，立憲政党的の設立に参加したが，意見が合わず，脱党して大阪自由党に入った。明治 16 年ころ，富山で活動。明治 20 年 12 月，保安条例により退去を命じられる。明治 22 年，京都代言人組合会長。明治 26 年 5 月 1 日，京都地裁検事局に弁護士登録。明治 34 年 3 月 6 日，東京地裁検事局に弁護士登録換。

⑲ 平松誠一

生没年不詳。明治 11 年，石川県において代言免許。明治 16 年ころ，富山で活動。高岡にも出張して業務を行った。

(2) 代言人は地方裁判所本庁支庁ごとに代言人組合を設立することが義務づけられたことは既に述べたが，富山における代言人組合の活動についてはよく分からない。会の名前は，単に富山組合と称したようであるが，紛らわしいので，富山代言人組合という。判明する会長，副会長は次のとおりである（空欄は不明）。

| | | | | | |
|---------|----|------|-----|-----------|-------------------|
| 明治 14 年 | 会長 | 小林一生 | | | |
| 明治 15 年 | 会長 | | | | |
| 明治 16 年 | 会長 | 小林一生 | 副会長 | 磯野充直 | 会員数 8 人(6 月) |
| 明治 17 年 | 会長 | | | | |
| 明治 18 年 | 会長 | | | | |
| 明治 19 年 | 会長 | 服部猛彦 | 副会長 | 小林一生 | 会員数 10 人 (12 月現在) |
| 明治 20 年 | 会長 | 江守精一 | 副会長 | 小林一生 | 会員数 11 人 (同) |
| 明治 21 年 | 会長 | 杉阪昆明 | 副会長 | 須田義章・石崎貞一 | 会員数 10 人 |

(同)

明治 22 年 会長 江守精一 会員数 12 人 (同)

明治 23 年 会長 服部猛彦 副会長 柳田安太郎・鶴見武三郎 会員数 13
人 (6 月現在)

(3) その他

このころ各地において、法律を研修する団体が設けられているが、富山では、その実態は明らかでない。新聞などに名前が見えるものだけを掲げる。

明治 18 年 10 月、富山総曲輪の県庁前に審法館という詞訟鑑定事務所が開設され、その中に北越法学会が設けられ、菅生初雄が講師になった。館員が、毎週日曜日に、刑法、治罪法、民法、商法、訴訟法の講義を行った。

明治 20 年 4 月、杉坂昆明を会主とする法律講究会が、総曲輪 160 番地に設立され、同月 25 日から毎週月水金に開講した。月曜に江守精一が契約法の講義と治罪法の輪講を、水曜に武部基文が証拠法の講義と財産法の輪講を、金曜に杉坂昆明が刑法の講義と売買法の輪講を担当した。

明治 23 年 3 月ころ、富山法学会が、富山総曲輪別院境内内延命寺に創設された。その後、覚中町に移ったようである。その会員には、裁判所、県庁、市役所、郡役所の職員、学校教員、銀行員など多数が参加したと言われている。毎月 12 回開き、講師は、杉江重義、藤井正良がつとめ、民法、刑法を講じた。

明治 24 年 3 月には、富山攻法会が設立され、その第 1 回会合が同月 1 日に開催された。高井晋平が、代言人試験及第前であるが、民法財産編の講義をしている。

明治 24 年ころには、富山講法学会というのもあった。高致小学校の校舎を借りて開設された。会長は小嶋喜作という人であった。

5 事件

明治 15 年は、自由民権運動がまだ盛んであった。富山県では、同年 5 月、高岡において越中改進黨が結成され、自由党系では、これに対抗する形で、明治 16 年 3 月、北陸七州有志大懇親会を開く。これには新潟県頸城郡から頸城自由党、福井県からは南越自由党などが参加し、参加者 400 人ともいわれて、盛大に終わった。その数日後の同月 20 日、新潟県警は、頸城自由党に内乱の陰謀があるとして、越後代表として上記懇親会に参加し、その後の高岡における演説会などに参加して

いた頸城自由党員加藤勝弥、清水中四郎、井上平三郎ほか数十人を検挙拘引した。前期小林一生が拘束された高岡暴徒事件というのはこのときのことではないかと思われるが、このとき小林が検挙されたかどうかについては確認できていない。この事件は高田事件と呼ばれるものであるが、事件は高岡で始まったものの、新潟県の事件であって、これが富山県の裁判所に係属したということはないようである。なお、この高田事件は、新潟始審裁判所高田支庁検事補堀小太郎らの自由党弾圧のためのねつ造であったといわれている。

このころ、自由党の星亮など主要な幹部が官吏侮辱事件などで検挙されるなど、自由党に対する官憲の弾圧は厳しく、そのため閉塞感を抱いた同党急進派は、その後、次々と過激な事件を起こすことになる。明治 17 年には、群馬事件、加波山事件、秩父事件、名古屋事件などが起こっている。自由党も同年 10 月解党に至る。明治 18 年 11 月には、大井憲太郎らが、韓国に渡って韓国に独立党の政権を樹立し、これによって我が国の民権運動を促進しようとした大阪事件が発覚したが、これには稲垣示、その弟稲垣良之助、魚住ら富山の者が多数加わっていた。しかし、これも大阪の事件であって、富山の裁判所が関与した点はない。

民権家の活動は、政府の弾圧や過激派の暴発もあって下火になるものの、明治 23 年の国会開設が近づくと再び盛んになる。明治 20 年には、保安条例によって活動家が東京から放逐されて地方に散らばり、民権運動が地方で活発になる要因となった。後藤象二郎の遊説によって、大同団結運動も盛んで、富山においても、明治 21 年 7 月には、中越大同倶楽部が組織され、これには代言人の武部基文、服部猛彦が常議員などとして加わっている。明治 22 年 2 月に、明治憲法が發布され、これに伴う恩赦によって、星亮や大井憲太郎などの自由党系の有力政治家が出獄し、大同団結派は分裂しながらも、活動を強め、これに対して、改進黨系が対立し、国家主義政党も加わって、にぎやかな政争を繰り広げながら、第 1 回衆議院議員選挙に突き進んで行く。これらに伴って色々と事件も裁判所に持ち込まれたと思われるが、裁判所の記録は戦災によってすべて焼失し、現在では不明といわざるを得ない。

(平成 19 年 2 月更新)

(富山地方・家庭裁判所長 松本哲泓)